



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 人事委員会規則

\*2 警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

### ○ 告示

- 196 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
  - 197 " ( " )
  - 198 " ( " )
  - 199 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
  - 200 生活保護法による指定介護機関の廃止 ( " )
  - 201 生活保護法による介護機関の指定 ( " )
  - 202 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の公示 (農林水産総務課)
  - 203 道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路の指定 (道路保全課)
- 公告  
開発行為の工事の完了 (都市政策課)

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第2号

警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年2月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人  
警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特地勤務手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表西牟婁郡の項中「日置川町」を「白浜町」に改める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第196号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第

1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成18年4月2日まで縦覧に供する。

平成18年2月28日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 申請年月日  
平成18年2月2日
- 2 名称  
特定非営利活動法人熊野本宮
- 3 代表者の氏名  
泉正徳
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県田辺市本宮町伏拝942番地の1
- 6 定款に記載された目的  
この法人は、世界遺産となった熊野古道を中心とした熊野本宮の優れた地域資源や特性を活かし、癒しと健康をテーマとした集客交流産業を創造・促進することにより、この蘇りの地である熊野本宮地域の活性化並びに住民や訪問客の心と身体の健康を増進し、魅力があり活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第197号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成18年4月2日まで縦覧に供する。

平成18年2月28日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 申請年月日  
平成18年2月2日
- 2 名称  
特定非営利活動法人長生き・夢くらぶ
- 3 代表者の氏名  
堀有子
- 4 主たる事務所の所在地

伊都郡高野口町大字応其443番地の82

5 定款に記載された目的

この法人は、地域のお年寄りが生き生きと常に夢を持って長生きしていただくことに、少しでもお役に立ちたいとの熱い思いから、特に介護予防という視点を大切にして、行政と協力しながら保健、医療又は福祉の増進を図ることを中心として、地域社会の福祉に貢献すべく活動することを目的とする。

和歌山県告示第198号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年4月9日まで縦覧に供する。

平成18年2月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年2月9日

2 名称

特定非営利活動法人関西マルベリークラブ

3 代表者の氏名

坂井弘一

4 主たる事務所の所在地

和歌山市岡山丁37番地

5 定款に記載された目的

この法人は、わが国の近代化に当たって、その原動力としての役割を果たしてきた養蚕業が現在では著しく衰退した事を深く憂慮し、カイコに関する生物学的研究や生糸に関する科学的研究等の最新の成果を踏まえて、国内の各地域に残されている養蚕・生糸・織物等に関連する多様な文化的・芸術的伝統を有機的に連結して、新しい「カイコ文化」を創造し、広く国内外に普及することによって、地域経済活動の活性化を図り、学術・文化・芸術の振興を図ることを目的とする。

和歌山県告示第199号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月28日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東薬 7-7	はまぐち薬局	東牟婁郡那智勝浦町宇久井299-2	平成 18.2.28

和歌山県告示第200号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月28日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
清水町	有田郡清水町清水387-1	特別養護老人ホームしみず園	有田郡清水町粟生710-4	短期入所生活介護	平成 17.12.31
清水町	有田郡清水町清水387-1	デイサービスセンターしみず園	有田郡清水町粟生710-4	通所介護	平成 17.12.31
清水町	有田郡清水町清水387-1	清水町在宅介護支援センター	有田郡清水町粟生710-4	居宅介護支援	平成 17.12.31

和歌山県告示第201号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成18年2月28日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
有田川町	有田郡有田川町下津野2018-4	特別養護老人ホームしみず園	有田郡有田川町粟生710-4	短期入所生活介護、介護老人福祉施設	平成 18.1.1
有田川町	有田郡有田川町下津野2018-4	デイサービスセンターしみず園	有田郡有田川町粟生710-4	通所介護	平成 18.1.1

有田川町	有田郡有田川町下津野2018-4	有田川町在宅介護支援センター	有田郡有田川町粟生710-4	居宅介護支援	平成18.1.1
------	------------------	----------------	----------------	--------	----------

和歌山県告示第202号

農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定による50アールに代わるべき面積の区域を次のように定め、平成18年3月1日から施行する。

平成15年和歌山県告示第1339号(農地法第3条第2項第5号)の面積に代わる面積)は、平成18年2月28日限り廃止する。

平成18年2月28日

和歌山県知事 木村良樹

項目 面積	市町村名	左の市町村のうち適用を受ける地域の範囲	備考
10アール	紀美野町	全域	平成17年12月31日現在の区域
	有田川町	旧清水町	
	日高川町	旧中津村	平成17年4月30日現在の区域
	"	旧美山村	
	田辺市	旧龍神村	平成17年4月30日現在の区域
	"	旧中辺路町	
	"	旧大塔村	平成17年4月30日現在の区域
	"	旧本宮町	
	新宮市	旧熊野川町	
	那智勝浦町	全域	
古座川町	全域	平成17年4月30日現在の区域	
北山村	全域		
20アール	和歌山市	旧加太町	昭和30年4月14日現在の区域
	海南市	旧塩津村	
	橋本市	旧紀見村	昭和30年4月14日現在の区域
	"	旧岸上村	
	"	旧高野口町	昭和33年5月31日現在の区域
	"	旧応其村	
	かつらぎ町	旧花園村	昭和30年3月14日現在の区域
	高野町	旧高野町	
	白浜町	旧白浜町	昭和34年3月24日現在の区域
	すさみ町	旧江住村	
太地町	全域	昭和30年7月1日に旧那賀町と合併した区域	
串本町	全域		
30アール	紀の川市	名手市場1062から1556の第2まで	昭和30年7月1日に旧那賀町と合併した区域
	"	旧名手町	
	"	旧王子村	昭和29年7月31日現在の区域
	橋本市	旧細野村	
	"	旧橋本町	昭和29年7月31日現在の区域
	"	旧隅田村	
	"	旧恋野村	昭和29年7月31日現在の区域
高野町	旧富貴村		
広川町	旧広町		

"	有田川町	旧津木村 旧岩倉村	昭和34年1月1日に旧金屋町へ編入された区域
40アール	御坊市	旧御坊町	昭和31年9月29日現在の区域
	美浜町	旧三尾村	
	日高町	旧比井崎村	昭和31年9月29日現在の区域
	由良町	旧白崎村	
	白浜町	旧日置川町	昭和31年9月29日現在の区域
	上富田町	旧鮎川村	
	すさみ町	旧江住村を除く全域	昭和31年9月29日現在の区域
	新宮市	旧新宮市	
	和歌山市	旧加太町を除く全域	平成17年3月31日現在の区域
	海南市	旧海南市	
橋本市	旧山田村	昭和30年3月30日現在の区域	
"	旧学文路村		
かつらぎ町	旧妙寺町	昭和30年3月30日現在の区域	
"	旧笠田町		
"	旧天野村	昭和30年2月28日現在の区域	
"	旧河根村		
九度山町	旧河根村	昭和30年2月28日現在の区域	
有田市	全域		
湯浅町	旧湯浅町	昭和30年2月28日現在の区域	
由良町	旧白崎村を除く全域		
白浜町	旧白浜町及び旧日置川町を除く全域	昭和30年3月14日現在の区域	
新宮市	旧高田村		

和歌山県告示第203号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イに規定する道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を、次のとおり指定する。

平成18年2月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
主要地方道13号 県道和歌山橋本線	和歌山市堀止東1丁目12番3地先から和歌山市中島字中野525番4地先までの間
主要地方道7号 県道粉河加太線	和歌山市大谷字池ノ谷278番1地先から和歌山市栄谷字堂の浦441番5地先までの間
一般県道135号 和歌山海南線	和歌山市手平3丁目28番1地先から和歌山市手平3丁目2番1地先までの間

2 指定する期日 平成18年4月1日

公 告

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定

により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年2月28日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	西牟婁郡白浜町字月崎3750番6、3766番6、3766番9、3766番10、3766番11 西牟婁郡白浜町字足継998番1、998番2、998番3、999番、999番1、1005番3、1006番1、3720番1の一部、3720番4の一部、3720番5 西牟婁郡白浜町字奉公浦3729番の一部、3733番の一部 西牟婁郡白浜町字堂ノ谷37番13、3715番1の一部、3715番40の一部
許可を受けた者の住所及び氏名	田辺市今福町70番地 共清ハウジング株式会社 代表取締役 栗原時子